

議案第5号

大網白里市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年8月31日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例
大網白里市認可地縁団体印鑑条例（平成8年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

第12条第1項中「第19条第1項第1号ト」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。